

三

1
2

- 2 登録が消滅されたとき又は本部が本筋にして居る、選やかへ今田を除くツーリー
 - 3 事務禁止の処分を受けたときは、選やかへ今田を提出すること。
 - 4 本部は他人に貰うし、又は譲渡してはならない。
 - 5 本部を更新する場合は、交付申請前6ヶ月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。